

## 解体工事業の追加に伴う経過措置期間終了時における解体工事業登録の申請の 取扱いについて

### (1) 概要

#### ①解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者を除く。）は、都道府県知事の登録（以下「解体工事業登録」という。）を受ける必要があります。

（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第21条第1項に規定。）

#### ②解体工事業の追加に伴う経過措置

建設業法の一部改正に伴い解体工事業が追加された経過措置として、「平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の建設業許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営む者（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可又は解体工事業登録を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる」とされました。

経過措置とび・土工工事業者が、平成31年6月1日以降に工事全体の代金の額が税込500万円未満の解体工事を営む場合、解体工事業登録が必要となります。

そこで、平成31年6月1日から有効な解体工事業登録を必要とする経過措置とび・土工工事業者の皆様は、以下（2）の取扱いで申請手続きを行ってください。

### (2) 本件申請に係る取扱い

#### ①対象者

- 平成31年6月1日以降にとび・土工工事業の建設業許可で解体工事（工事全体の代金の額が税込500万円未満の工事を含む）を営もうとする建設業者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持つ者を除く。）

#### ②手続き方法

- 登録の手続き方法は、通常の解体工事業登録の申請と同じ

\*手続き方法の詳細は、静岡県公式ホームページ建設業のひろばに掲載の「解体工事業登録及び届出等の手引書」を御確認ください。

#### ③本件申請に係る取扱い

- ・ 受付及び審査が終了した申請書類は、一旦建設業課で保管し、平成31年5月31日を登録通知書の発行日、平成31年6月1日を登録の有効期間の起算日にして一斉に登録通知書を発行いたします。
  - ・ 本件取扱いの登録申請に使用する証明書類（住民票、商業登記簿謄本）は、内容に変更が無い限り、平成31年5月7日から遡って3ヶ月以内に発行した書類を有効とします（平成31年2月7日以降発行）。
  - ・ 本件申請の提出期限は平成31年5月7日とします。
  - ・ 本件登録の有効期間は、平成31年6月1日～平成36年5月31日とします。
- ※1 提出期限日以降に受付したものは、照会等の事務処理を行う関係で、平成31年6月1日から有効となる登録ができない可能性があります。
- ※2 受付後、申請の内容に変更がある場合は、速やかに正しい内容の書類に差し替え願います。

【参考 解体工事業の建設業許可について】

＜経過措置終了以降も継続して税込500万円以上の解体工事を行う場合＞

経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を受けずに税込500万円以上の解体工事を請け負い、同年6月1日以降も継続してその工事を行う場合、同年6月1日以降、解体工事業に係る許可が必要となります。そのため、当該業者は経過措置終了時まで速やかに解体工事業に係る許可を取得してください。

なお、平成31年5月31日以前に解体工事業に係る許可を申請した経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間終了後も、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

（別添 平成30年12月26日付国土建第353号「解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工工事業者の取扱いについて（通知）」参照）

国土建第353号  
平成30年12月26日

各都道府県主管部局長 殿  
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う  
とび・土工工事業者の取扱いについて（通知）

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、平成28年6月1日に施行され、改正法附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるもの（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができることとされました。今般、経過措置終了時点で経過措置とび・土工工事業者が解体工事を行っている場合の経過措置終了後の取扱いについて、下記のとおり明確化したので通知します。貴職におかれては、貴管下建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底が図られますよう指導をお願いします。

なお、貴管下市長村等に対しても、本件の周知をお願いします。

記

解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、当該者は経過措置終了時まで速やかに解体工事業に係る許可を受けること。なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。